

森林の土地の所有者届出制度
市町村事務処理マニュアル

平成24年10月
(最終改正 令和2年12月)

林野庁森林整備部計画課

目次

はじめに	1
1 マニュアルの対象	2
2 届出書を確実に提出してもらうための取組	3
3 事務処理マニュアル	3
(1) 事務処理の流れ	3
(2) 具体的な事務処理	5
(3) その他事務に係る留意事項	10
(4) 届出書の記載要領	12
(5) 届出書の記載例	13
(6) 保安林等に係る届出の内容の通知の記載要領	21
(7) 林地所有者台帳の記載要領	22
(8) 指導書の作成例	23
4 Q&A	24
5 参考資料	27
① 森林法（抄）	27
② 森林法施行規則（抄）	28
③ 森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件（抄） （農林省告示）	29
④ 森林の土地の所有者となった旨の届出制度の運用について （林野庁長官通知）	30
⑤ 森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について （林野庁長官通知）	32
⑥ 登記情報の電子データによる提供について（林野庁森林整備部計画課長通知）	34
⑦ 固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について （林野庁森林整備部計画課長通知）	38
⑧ 国土利用計画法（抄）	40
⑨ 森林法の改正に伴う土地部局の対応について （国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課長通知）	40
⑩ 林地台帳制度の運用について（抄）（林野庁長官通知）	42

はじめに

【本マニュアルの目的】

- (1) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づき、森林の保続培養と森林生産力の増進を図る観点から、都道府県知事又は市町村の長が、伐採及び伐採後の造林の計画の届出をしないで伐採が行われた場合の造林命令、保安林における監督処分などの諸制度を円滑に実施していく上で、森林所有者を把握することは極めて重要です。
- (2) このため、森林法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 20 号）により、新たに森林の土地の所有者となった場合の市町村の長への事後届出制度（以下「森林の土地の所有者届出制度」という。）が創設され、行政が保有する森林所有者等の情報の利用等の規定とあわせて、森林所有者の把握を円滑に行えるよう措置してきたところです。
- (3) また、森林所有者情報については、森林法に基づく諸制度の実施に加えて、森林施業の実施の効率化を図る上で重要な施業集約化を推進するため、その充実が必要不可欠であり、森林の土地の所有者届出制度の適切な執行が求められます。
- (4) さらに、森林法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 44 号）により、市町村が、林地台帳及び森林の土地に関する地図（林地台帳地図）を作成し、公表する制度が創設されたことに伴い、市町村は届出に記載された事項を適切に林地台帳に反映することが求められます。

本マニュアルは、この新たな制度を市町村が適切に進めていく上で実施すべき基本的な事項等をまとめたものです。

1 マニュアルの対象

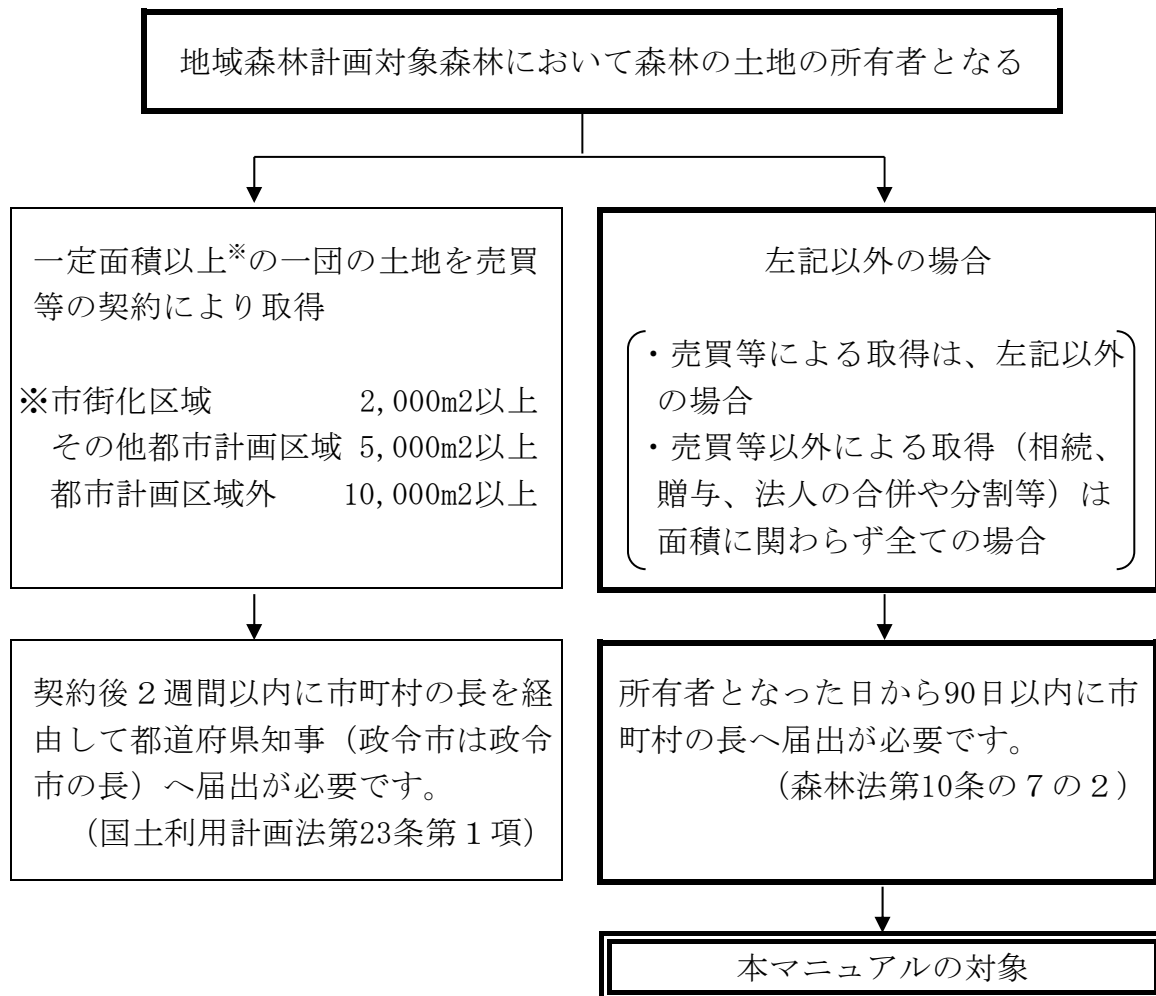
森林の土地の所有者届出制度では、

- ① 地域森林計画の対象となっている民有林（森林法第5条に定める森林。以下「地域森林計画対象森林」という。）において、
- ② 売買、相続、贈与、遺贈、土地の交換、譲渡担保その他の契約、法人の分割や合併など移転の事由を問わず、森林の土地の所有権の移転について、
- ③ 所有者となった森林の土地の規模や、届出義務者が個人であるか、地方公共団体を含む法人であるかに関わらず、

当該土地の存する市町村の長に森林の土地の所有者届出が必要となり、本マニュアルではその基本的事項について解説しています。

一方、一定面積以上の森林の土地の売買等の契約（対価を伴う所有権等の権利の移転に関する契約）を行った場合には、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第23条第1項の規定による届出が必要となり、この届出をしたときは、森林の土地の所有者届出は行う必要はありません。

なお、本制度に基づく森林の土地の所有者届出の行為によって、当該土地の所有権の帰属が確定されるものではないことに留意する必要があります。



2 届出書を確実に提出してもらうための取組

本制度は、売買、相続等により森林の土地を所有することとなったときは、その土地の規模の大小に関わらず、森林の土地の所有者となった旨の届出書（以下「届出書」という。）の届出の義務が等しく課せられるものです。

このため、都道府県知事及び市町村の長は、本制度の内容について、広報、パンフレットの配布、掲示、窓口への備え付け等により、現に森林の土地の所有者である者はもとより広く住民に周知徹底し、法が遵守されるよう配慮することが重要です。

特に、相続においては、日頃森林・林業と関わりが少ない者が森林の土地を取得することも想定され、市役所や町村役場の住民窓口で、死亡に関する届出（死亡届のほか、世帯主変更、国民健康保険、国民年金等に係る届出）のリスト表に、「森林の土地を所有していた者に係る相続については相続人が届出書の提出を行う必要がある」旨を記載し、手交するといった方法が効果的です。

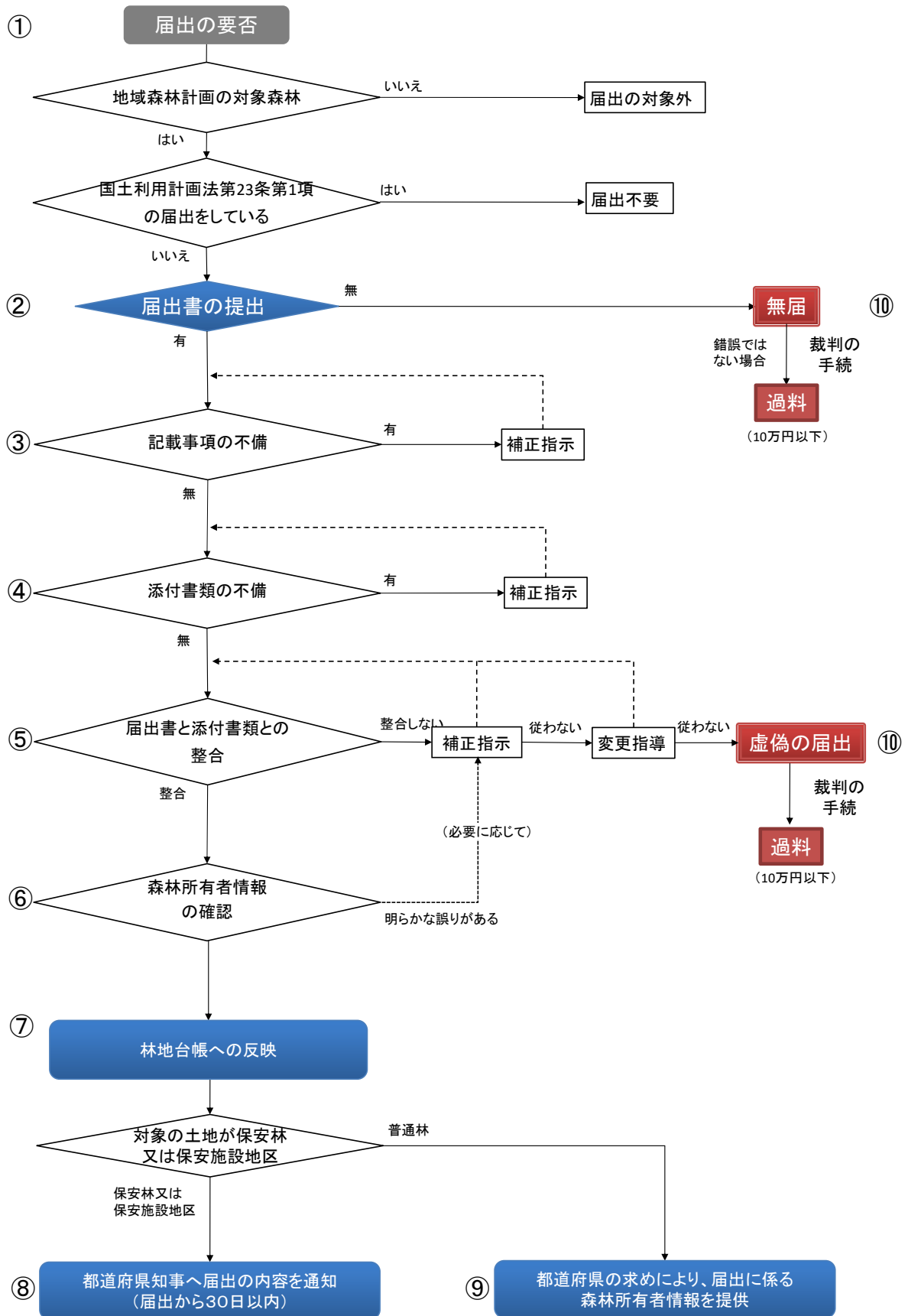
3 事務処理マニュアル

(1) 事務処理の流れ【概略】

森林の土地の所有者届出制度の流れについては、次ページのフローチャートのとおりです。本章では、フローチャートの順に必要な手続や留意すべき事項などを記述しています。

なお、フローチャート中の丸数字は「(2) 具体的な事務処理」の各項目に対応しています。

森林の土地の所有者届出制度フローチャート



(2) 具体的な事務処理

① 届出の要否の確認

ア 届出書の提出が必要となるのは、個人であるか、地方公共団体を含め法人であるかを問わず、地域森林計画対象森林の土地の所有者となった場合であり、届出書に記載されている土地の所在場所の地番等を基にして、林地台帳、森林の土地に関する地図（林地台帳地図）、森林簿、森林計画図等と照合し、届出の対象の森林の土地が地域森林計画対象森林であるか否かを確認します。

このとき、地域森林計画対象森林でない場合は、届出の対象外である旨を指導します。

また、森林の土地の所有権以外の権利の取得については届出は不要であり、地上権や賃借権といった権利を取得した場合は届出の対象とはなりません。

なお、森林の土地の所有権の取得と併せて、地方公共団体が道路開設を行う場合、事業者が当該森林について森林法第10条の2の規定に基づく開発行為の許可を受けて他の用途へ転用する場合など、地域森林計画の対象とする森林から除外されることが確実であるときは、届出書の提出を要さないものとして運用して差し支えありません。

イ 国土利用計画法第23条第1項の規定による届出をしている場合に、本制度に係る届出書の提出を求める必要はありません。

なお、同法に基づく届出の対象となる面積規模の森林の土地の売買につき、本制度に係る届出書の提出があった場合の取扱いについては、「(3)② 国土利用計画法第23条第1項の規定による届出との関係」を参照してください。

② 届出書の提出

届出書については、所有者となった森林の土地が所在する市町村の長へ提出することとされており、その際、郵送による提出や、届出の提出行為の他者への委任が可能です。

また、相続後法定相続人の共有物となっている場合など、森林を複数の所有者で取得し共有することとなった場合、共有者がそれぞれ届出書を提出することも、連名で一の届出書を提出することも可能です（相続の場合の例は「(5)届出書の記載例」③及び④を参照してください）。

③ 届出書の記載事項の確認

ア 届出書の記載事項に不備がないことを確認します（「(4)届出書の記載要領」を参照してください）。不備がある場合には、補正するよう指示し、再提出させます。

イ 記載事項は次のとおりです。

- ・ 届出人（新たに森林の土地の所有者となった者）の住所、氏名（法人

にあつては名称及び代表者の氏名) 及び電話番号

- ・ 前所有者の住所、氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)
- ・ 所有者となった年月日
- ・ 所有権の移転の原因
- ・ 土地の所在場所 (市町村、大字、字、地番)、面積 (ヘクタール単位にて小数第4位まで)
- ・ 土地の持分割合 (新たに所有者となった土地について共有している場合に記載)
- ・ 備考として、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無その他参考となる事項

ウ 届出書の提出は、新たに森林の土地の所有者となった日から 90 日以内に行うこととされており、届出の日付が、届出書に記載された所有者となった日から 90 日以内であることを確認します。

なお、「所有者となった日」とは、所有権の移転の原因が相続の場合には相続開始の日 (被相続人の死亡の日)、相続に伴う遺産分割協議の終了の場合にはその終了の日となり、相続発生から 90 日以内に分割協議が調わない場合には、相続開始の日から 90 日以内に法定相続人の共有物として届出を行うとともに、分割協議により持分に変更があった場合には分割協議終了後 90 日以内に再度届出を行う必要があります (「4 Q&A」問3を参照してください)。また、売買等の契約の場合には土地の引き渡しの日となります。

④ 届出書の添付書類の確認

ア 届出書の添付書類に不備がないことを確認します。不備がある場合には、補正するよう指示し、再提出させます。

イ 添付書類は、届出に係る森林の土地の位置を示す地図及び当該森林の土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面が必要です。

ウ 「土地の位置を示す地図」は、届出に係る森林の土地の全てについてその位置を示したものであることが必要です。具体的には、当該森林の土地の位置が把握されるものであればよく、登記所備付地図、公図、地積測量図や土地所在図の写し、市町村、民間企業等が作成した地図の写しのほか、インターネットで無料提供されている地図に当該森林の土地のおおまかな位置を記入したのも該当します。

エ 「土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面」は、届出の対象としている森林の土地及び新たに森林の土地の所有者となった者が確認できるものが必要であり、登記事項証明書のほか、その写し、森林の土地の売買契約書、贈与契約書、遺産分割協議の協議書や目録、登記済証の写しなど届出者が当該森林の土地の所有権を有することを証明することができる書面が該当します (「4 Q&A」問4及び問5を参照してください)。

⑤ 届出書と添付書類との整合の確認

ア 届出書に記載された森林の土地の所在場所と届出人が、添付されている届出の原因を証明する書類と整合していることを確認します。

イ これらが整合しない場合には、届出人に内容を確認の上、届出書又は添付書類の補正を指示します。指示に従わない場合には、是正すべき旨を文書で指導し、その文書の中で、指導に従わない場合には「虚偽の届出」に該当する旨を明示します（「⑩無届又は虚偽の届出に係る事務処理」を参照してください）。

ウ なお、届出書に記載されている届出人の住所、所有権の移転の原因、所有者になった年月日等については、添付書類を確認の上、必要があれば届出人に確認を行うこととなりますが、添付書類に加えて追加的に書類等の提出を求めることは必ずしも要しません。

⑥ 森林簿及び他部局や他機関が保有する森林所有者情報の確認

ア 市町村林務部局が保有する林地台帳の森林の土地の所有者情報、森林簿等の森林情報、都道府県が保有する保安林又は保安施設地区に関する情報のほか、必要に応じて、市町村の他部局や他機関が保有する森林所有者情報等について森林法第 191 条の 2 の規定に基づく森林所有者等に関する情報の利用等により、届出書に記載された森林の土地の所在場所に対応する森林所有者又は森林の土地の所有者の情報を確認します。

「市町村の他部局や他機関が保有する森林所有者情報等」として以下のようなものがあります。

- ・ 地籍調査により得られた市町村地籍担当部局が保有する森林所有者等に関する情報
- ・ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 382 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく登記所から市町村長への通知（登記済通知書）に記載された情報
- ・ 地方税法第 341 条第 9 号に規定する固定資産課税台帳に記載されている情報

固定資産課税台帳に記載されている森林の土地の所有者に関する情報のうち、地方団体の税務部局が調査した結果知り得た情報については、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出義務がある者に関して市町村林務部局はその提供を受けることが可能とされています。

具体的には、地域森林計画対象森林の土地の地番等のリスト（森林簿等）を市町村林務部局から税務部局に提供した上で、一定の期間を指定して、当該民有林の土地のうち、当該期間中に台帳において所有者が変更された土地に関する情報を照会し、情報の提供を受けることができますが、その他の照会方法についても、事前に税務部局と調整の上で可能です。

イ このとき、例えば、届出書の添付書類が売買契約書であり、登記情報を確認した際に当該売買に係る所有権移転の登記と届出書の内容が異なる場合など、明らかに届出書等の内容が誤りであると認められる場合には、届出人に内容を確認の上、届出書又は添付書類の補正を指示します。指示に従わない場合には、是正すべき旨を文書で指導し、その文書の中で、指導に従わない場合には「虚偽の届出」に該当する旨を明示します（「⑨無届又は虚偽の届出に係る事務処理」を参照してください。）。

これらの情報確認や補正を通じて、届出書に記載された事項が適切であると認められる場合には、届出書に記載された事項を林地台帳に反映します（「⑦林地台帳への反映」を参照してください。）。

なお、市町村が、林地台帳を作成し、公表するまでの間については、当該市町村は、届出に記載された事項は林地所有者台帳に記載し、林地台帳が作成されたときに、林地所有者台帳から林地台帳に転記するものとします。

⑦ 林地台帳への反映

ア 本制度は森林法に基づく諸制度の円滑な実施のため森林所有者を把握することを目的としており、届出書によって得られた森林の土地の所有者に関する情報を整理することが重要です。

イ このため、市町村の長は、届出書の提出があり、その内容が適切であるときは、当該届出書に記載された森林の土地について、一筆ごとに、当該土地の所有者の住所及び氏名（法人にあっては名称）、共有の有無、届出年月日等を林地台帳の現に所有している者・所有者とみなされる者欄に反映します。

なお、市町村が、林地台帳を作成し、公表するまでの間については、届出書に記載された事項の反映は、林地所有者台帳の整備により行うこととし、林地台帳が作成されたときに、林地所有者台帳から林地台帳に転記するものとします。

ウ また、⑨の遅延届出や(3)②の国土利用計画法第23条第1項の規定による届出の情報が得られたときも、森林所有者情報の整理のため、林地台帳に反映することが望まれます。

なお、市町村が林地台帳を作成し、公表するまでの間については、これらの情報の反映は、林地所有者台帳の整備により行うこととし、林地台帳が作成されたときに、林地所有者台帳から林地台帳に転記するものとします。

⑧ 保安林又は保安施設地区である森林の土地に係る都道府県知事への通知

ア 市町村の長は、届出書に記載された森林の土地が、⑥の森林簿及び他部局や他機関が保有する森林所有者情報の確認等により、保安林又は保安施設地区の区域内の森林であることを確認した場合には、届出のあった日か

ら 30 日以内に都道府県知事に対して届出の内容を通知します。

当該通知は届出書の写しを添えて行き、複数の届出について一括して通知することもできます。

イ これらの具体的な手続においては、市町村の長の求めに応じ森林法第 191 条の 2 第 2 項の規定に基づき都道府県知事が保安林台帳等の情報を市町村の長に提供する、又は、市町村の長が届出のあった土地の地番を都道府県知事に照会することにより、保安林等であるか否かを確認し、該当する届出について都道府県知事に通知するという方法のほか、保安林等以外の森林に係る届出とあわせ、全ての届出の内容を都道府県知事に通知するという方法が考えられます。

また、届出があった都度通知を行うのではなく、例えば、月前半にあった届出は月末までに、月後半にあった届出は翌月前半に、それぞれまとめて通知するという方法も可能です。

ウ なお、当該通知を受けた都道府県知事は、届出書の写しの情報を基に、必要に応じて、保安林台帳及び保安施設地区台帳の訂正を行うよう努めるものとされています。

⑨ 無届又は虚偽の届出に係る事務処理

ア 森林の土地の所有者届出の必要性については、前述のとおりですが、新たに森林の土地の所有者となったにも関わらず届出を行わないこと又は虚偽の届出をすることは森林法違反であり、本制度の目的を達成する上でも問題となります。

イ 森林の土地の所有者となった日から 90 日を超えた日に届出書の提出が行われた場合（遅延届出）や、⑥の森林簿及び市町村の他部局や他機関が保有する森林所有者情報、⑦の林地台帳の確認等を通じて、森林の土地の所有権の取得に関する情報が確認されたが、その取得の日から 90 日以内に届出書の提出が行われていない場合には、無届に該当することとなるため、次のとおり事務処理を行うこととなります。

(ア) 森林の土地の所有権を取得した者から、届出書の提出が期限までに行われなかった事情や届出書の提出をしていない事情を聴取します。

(イ) このとき、

a その者が森林の土地の所有者届出制度を了知・熟知していないと認められる場合又は錯誤による場合など悪質でない場合にあっては、次回同様に新たに森林の土地の所有者となったときに期限までに届出書の提出をしない場合には過料の手続を行う旨を文書に明示して指導します。また、届出書の提出が行われていない場合には、届出書の様式に必要な事項を記載した書面を速やかに提出するよう、文書により指導を行います。当該書面や遅延届出により得られた情報も林地台帳に反映します。

なお、市町村が林地台帳を作成し、公表するまでの間については、

届出書に記載された事項の反映は、林地所有者台帳の整備により行うこととし、林地台帳が作成されたときに、林地所有者台帳から林地台帳に転記するものとします。

b 一方、以前に無届に係る指導を受けたにもかかわらず新たに森林の土地の所有者となったときに届出書の提出をしなかった場合、又は、制度を了知しているにもかかわらず故意に届出書の提出をしなかった場合など悪質な場合には、過料の手続を行います(「(3)③過料の手続」を参照してください。)

ウ また、⑤の届出書と添付書類との整合の確認や、⑦の林地台帳、森林簿及び他部局や他機関が保有する森林所有者情報の確認の過程で、届出書や添付書類の補正の指示及び指導に従わない場合など悪質な場合には、虚偽の届出に該当するものとして、過料の手続を行います(「(3)③過料の手続」を参照してください。)

(3) その他事務に係る留意事項

① 森林法に基づく諸制度の周知

市町村の長は、届出書の提出があった場合、届出者に対し、届出が行われた森林においては、土地の形質の変更、立木の伐採等について、森林法に基づく許可や届出が必要であることについて指導を行うよう努めます。

② 国土利用計画法第 23 条第 1 項の規定による届出との関係

ア 国土利用計画法第 23 条第 1 項の規定による届出をしたときは届出書の提出を要しないこととされていますが、本制度の趣旨を踏まえれば、市町村林務部局において国土利用計画法第 23 条第 1 項の規定による届出に係る森林の土地の所有者の情報についても把握することが望ましいところです。

イ このため、当該届出を受けた市町村土地部局は、当該届出のうち森林の土地に係るものについて森林法の届出事項に相当する事項を速やかに市町村林務部局に提供するものとされており、当該事項は具体的には次のとおりです。

- ・ 権利取得者（譲受人）の氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）及び住所
- ・ 契約の相手方（譲渡人）の氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）及び住所
- ・ 契約締結年月日
- ・ （所有権等の）移転又は設定の態様
- ・ 土地の所在（地番）及び面積
- ・ 土地の利用目的

なお、土地部局から提供された情報についても林地台帳への反映（市町村が林地台帳を作成、公表するまでの間については、林地所有者台帳への

整備)をすることが望まれます。

ウ 一方、森林の土地の所有者届出のあった土地について、その権利移転の原因が売買等とされ、取引の規模が大きく明らかに国土利用計画法第 23 条第 1 項に基づく届出の対象と考えられるものについては、市町村林務部局から市町村土地部局への情報提供を行うことが適切です。

例えば、届出書に記載された土地面積の合計が 2,000m² 以上である場合（所有権の移転の原因が相続、贈与、遺贈その他対価を伴わないことが明らかでないものを除く。）について、市町村林務部局から市町村土地部局に対して当該届出書の内容を速やかに情報提供するなど、連携の方法を調整の上、対応します。

エ また、国土利用計画法第 23 条第 1 項に基づく届出が行われていない森林の土地の所有権の移転については、森林法の届出の対象となるので、同項の規定による届出期限（売買等の契約後 2 週間後）を過ぎた届出の情報について、土地部局から情報提供が行われた場合には、林務部局においても、当該売買を行った者に対して、必要に応じて森林法に基づく届出についての指導を行います。

③ 過料の手続

ア 過料は刑罰ではありませんが法の違反に科される行政処分であり、手続は非訟事件手続法（平成 23 年法律第 51 号）（平成 25 年 1 月 1 日より前にあっては、非訟事件手続法（明治 31 年法律第 14 号））に基づき進められることとなります。

イ 過料は裁判により確定されるものであり、具体的には次のような流れとなります。

(ア) 関係する行政機関（市町村）が、法の違反の事実を記した書類及び法違反をした当事者を確認できる書類を、その者の住所地を管轄する地方裁判所に送付します。

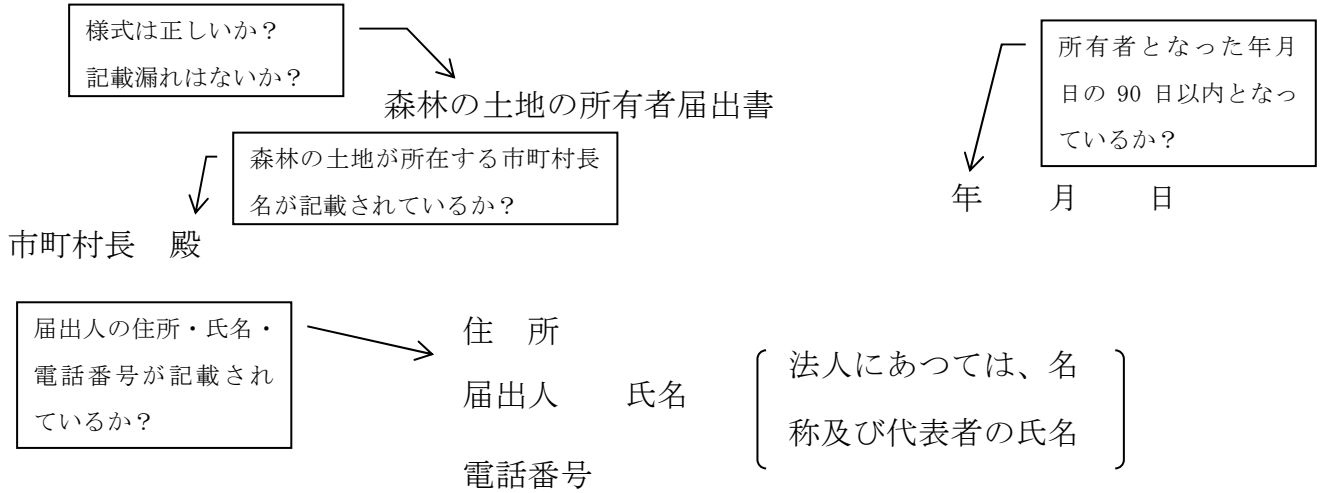
(イ) 地方裁判所は、検察官の意見を聴くとともに当事者の陳述を聴き、裁判を行います。なお、当該裁判について、当事者及び検察官は即時抗告をすることができます。

(ウ) 確定した過料について、検察庁から当事者へ納付書を送付し、納付金は国庫に納められます。なお、過料を任意に納付しない場合には強制執行されます。

(4) 届出書の記載要領

森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件（昭和 37 年 7 月 2 日農林省告示第 851 号）

「3 規則第 7 条第 1 項の届出書の様式」



次のとおり新たに森林の土地の所有者となったので、森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の規定により届け出ます。

所有権の移転に関する事項	前所有者の住所				前所有者の氏名 〔 法人にあつては、名 称及び代表者の氏名 〕		
	所有者となった年月日 年 月 日				所有権の移転の原因		
	土地に関する事項	番号	土地の所在場所			面積 (ha)	持分割合
			市町村	大字	字		
1							
2							
3							
	計						
備考						共有林の場合に記載されているか？	
						小数第 5 位で四捨五入し第 4 位まで記載されているか？	

注意事項

- 1 新たに所有者となった森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 所有権の移転の原因欄には、売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記載すること。
- 3 土地に関する事項は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 4 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第 4 位まで記載し、第 5 位を四捨五入すること。
- 5 持分割合は、新たに所有者となった土地について共有している場合に記載すること。
- 6 備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無その他参考となる事項を記載すること。
- 7 規則第 7 条第 2 項に規定する次の書類を添付すること。

- (1) 当該土地の位置を示す地図
- (2) 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

(5) 届出書の記載例

① 届出人が個人で森林の土地を売買で取得した場合

所定の様式に必要事項を全て記載。

森林の土地が所在する市の長に提出。

森林の土地の所有者届出書

所有者となった年月日の90日以内である必要。

平成24年12月1日

〇〇市長 殿

住所 〇〇市△△町1-2-3

届出人 氏名 材木 和男

電話番号 ×××-×××-××××

森林の土地の引き渡しの日を記載。

次のとおり新たに森林の土地の所有者となったので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます。

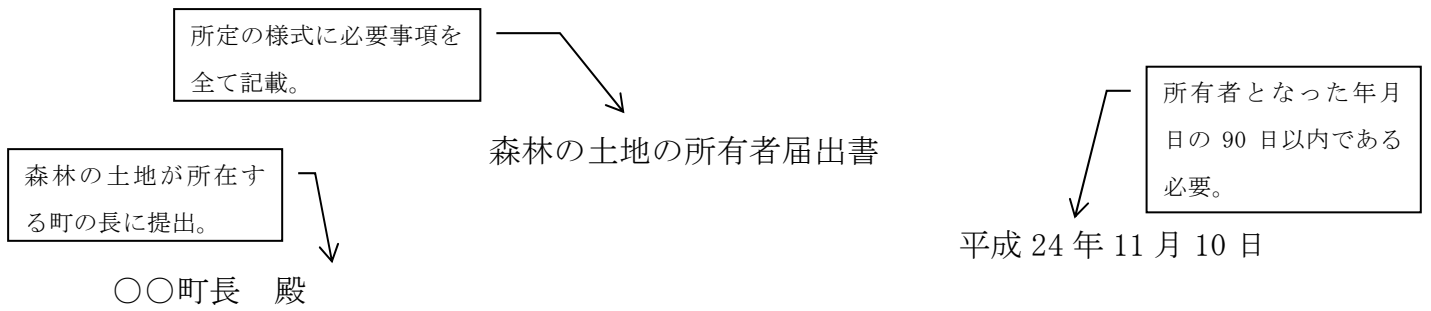
所有権の移転に関する事項	前所有者の住所				前所有者の氏名 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕	
	●●市□□町5-6-7				杉林 太	
	所有者となった年月日				所有権の移転の原因	
	平成24年9月15日				売買	
土地に関する事項	番号	土地の所在場所			面積 (ha)	持分割合
		市町村	大字	字 地番		
	1	〇〇市	▽▽	- 1111	0.1020	
	2	〇〇市	▽▽	- 1112	0.2111	
	3	〇〇市	▽▽	- 1120	0.0322	
4	〇〇市	▽▽	- 1122	0.4050		
	計				0.7503	
備考	用途は資産として保有、境界は地籍調査済					

注意事項

- 1 新たに所有者となった森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 所有権の移転の原因欄には、売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記載すること。
- 3 土地に関する事項は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 4 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載し、第5位を四捨五入すること。
- 5 持分割合は、新たに所有者となった土地について共有している場合に記載すること。
- 6 備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無その他参考となる事項を記載すること。
- 7 規則第7条第2項に規定する次の書類を添付すること。

- (1) 当該土地の位置を示す地図
- (2) 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

② 届出人が個人で共有林の持分を売買で取得した場合



住所 〇〇町大字△△123
 届出人 氏名 林野 次郎
 電話番号 ××××-××-××××

森林の土地の引き渡しの日を記載。

次のとおり新たに森林の土地の所有者となったので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます。

所有権の移転に関する事項	前所有者の住所				前所有者の氏名 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕		
	〇〇町大字□□567				森 花子		
	所有者となった年月日				所有権の移転の原因		
	平成24年8月22日				売買		
土地に関する事項	番号	土地の所在場所			面積 (ha)	持分割合	
		市町村	大字	字			地番
	1	〇〇町	▲▲	—	111	0.9000	1/2
	計				0.9000		
備考	用途は林業、境界は承知している						

取得した共有林の持分割合を記載。

共有林の全面積を記載。

注意事項

- 1 新たに所有者となった森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 所有権の移転の原因欄には、売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記載すること。
- 3 土地に関する事項は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 4 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載し、第5位を四捨五入すること。
- 5 持分割合は、新たに所有者となった土地について共有している場合に記載すること。
- 6 備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無その他参考となる事項を記載すること。
- 7 規則第7条第2項に規定する次の書類を添付すること。

- (1) 当該土地の位置を示す地図
- (2) 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

③ 届出人が個人で相続により所有権を取得し遺産分割協議が未了の場合（１）
（法定相続人が別々に届出を提出）

※ 遺産分割協議が未了の場合、相続財産は法定相続人の共有物となります。

※ 下記は、法定相続人が子３名でそのうちの１名が届出を行う場合の例。

所定の様式に必要事項を全て記載。

取得した森林の土地が複数の市町村に存する場合には、それぞれの市町村に届出。

所有者となった年月日の 90 日以内である必要。

平成 25 年 2 月 20 日

森林の土地が所在する村の長に提出。

〇〇村長 殿

住所 ●●県▲▲市■■町 1-2-3

届出人 氏名 営林 二郎

電話番号 ×××-×××-××××

相続開始の日（被相続人の死亡の日）を記載。

次のとおり新たに森林の土地の所有者となったので、森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の規定により届け出ます。

所有権の移転に関する事項	前所有者の住所				前所有者の氏名 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕		
	〇〇村大字△△ 1 2				営林 森男		
	所有者となった年月日				所有権の移転の原因		
	平成 24 年 11 月 23 日				相続		
土地に関する事項	番号	土地の所在場所				面積 (ha)	持分割合
		市町村	大字	字	地番		
	1	〇〇村	△△	—	2012	2.5250	1/3
	2	〇〇村	△△	—	2013	1.8695	1/3
	3	〇〇村	△△	—	2014	3.3340	1/3
	計				7.7285		
備考	用途は未定、境界は分からない（共有者営林一郎は承知）						

注意事項

- 1 新たに所有者となった森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 所有権の移転の原因欄には、売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記載すること。
- 3 土地に関する事項は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 4 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第 4 位まで記載し、第 5 位を四捨五入すること。
- 5 持分割合は、新たに所有者となった土地について共有している場合に記載すること。
- 6 備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無その他参考となる事項を記載すること。
- 7 規則第 7 条第 2 項に規定する次の書類を添付すること。

- (1) 当該土地の位置を示す地図
- (2) 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

法定相続分の持分割合を記載。

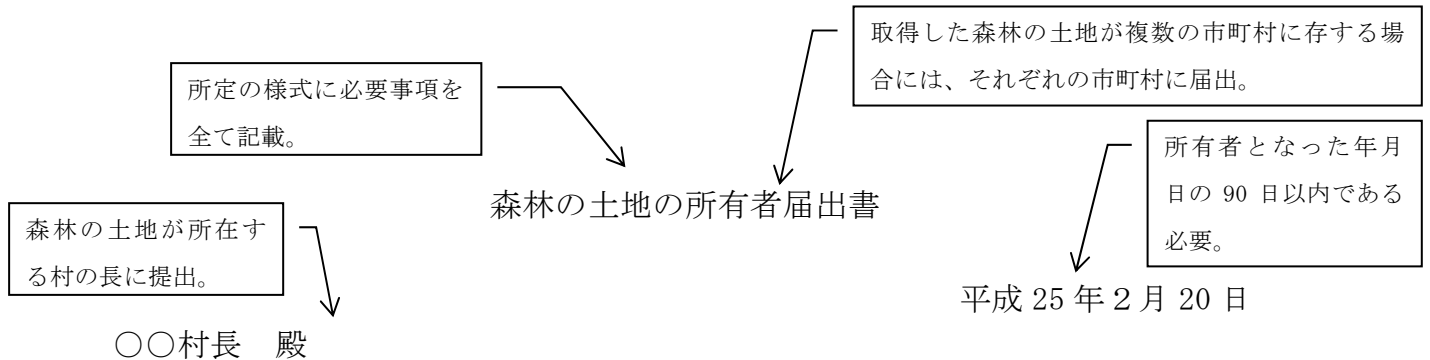
他の相続人との共有となる相続した森林の村内の全てを記載。

④ 届出人が個人で相続により所有権を取得し遺産分割協議が未了の場合（2）

（法定相続人が共同して届出を提出）

※ 遺産分割協議が未了の場合、相続財産は法定相続人の共有物となります。

※ 下記は、法定相続人が子3名で全員で共同して届出を行う場合の例。



住所 ○○村大字△△12
届出人 氏名 営林 一郎
電話番号 ××××-××-××××

住所 ●●県▲▲市■●町1-2-3
届出人 氏名 営林 二郎
電話番号 ×××-×××-××××

住所 ●●県▼▼市◆◆町4-5-6
届出人 氏名 営林 梅子
電話番号 ××××-××-××××

相続開始の日（被相続人の死亡の日）を記載。

次のとおり新たに森林の土地の所有者となったので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます。

所有権の移転に関する事項	前所有者の住所				前所有者の氏名 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕		
	○○村大字△△12				営林 森男		
	所有者となった年月日				所有権の移転の原因		
	平成24年11月23日				相続		
土地に関する事項	番号	土地の所在場所				面積 (ha)	持分割合
		市町村	大字	字	地番		
	1	○○村	△△	-	2012	2.5250	備考欄のとおり
	2	○○村	△△	-	2013	1.8695	同上
	3	○○村	△△	-	2014	3.3340	同上
	計				7.7285		
備考	用途は未定、営林一郎は境界を承知している 持分割合は、営林一郎、二郎、梅子それぞれ1/3						

相続した森林の村内の全てを記載。

法定相続分の持分割合は備考欄の活用も可能でありそれぞれの持分割合を記載。

注意事項

- 1 新たに所有者となった森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 所有権の移転の原因欄には、売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記載すること。
- 3 土地に関する事項は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 4 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載し、第5位を四捨五入すること。
- 5 持分割合は、新たに所有者となった土地について共有している場合に記載すること。
- 6 備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無その他参考となる事項を記載すること。
- 7 規則第7条第2項に規定する次の書類を添付すること。
 - (1) 当該土地の位置を示す地図
 - (2) 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

⑤ 届出人が個人で相続により所有権を取得し遺産分割協議が終了した場合（１）
（相続後 90 日以内に遺産分割協議が終了）

※ 相続後 90 日以内に下記の内容の届出書を提出すれば、③又は④の届出書は不要となります。

所定の様式に必要事項を全て記載。

取得した森林の土地が複数の市町村に存する場合には、それぞれの市町村に届出。

所有者となった年月日の 90 日以内である必要。

平成 25 年 2 月 20 日

森林の土地の所有者届出書

森林の土地が所在する村の長に提出。

〇〇村長 殿

住所 〇〇村大字△△ 1 2

届出人 氏名 営林 一郎

電話番号 ××××－××－××××

相続開始の日（被相続人の死亡の日）を記載。

次のとおり新たに森林の土地の所有者となったので、森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の規定により届け出ます。

所有権の移転に関する事項	前所有者の住所				前所有者の氏名 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕		
	〇〇村大字△△ 1 2				営林 森男		
	所有者となった年月日				所有権の移転の原因		
	平成 24 年 11 月 23 日				相続		
土地に関する事項	番号	土地の所在場所				面積 (ha)	持分割合
		市町村	大字	字	地番		
	1	〇〇村	△△	－	2012	2.5250	
	2	〇〇村	△△	－	2013	1.8695	
	3	〇〇村	△△	－	2014	3.3340	
	計				7.7285		
備考	用途は林業、境界は承知している						

注意事項

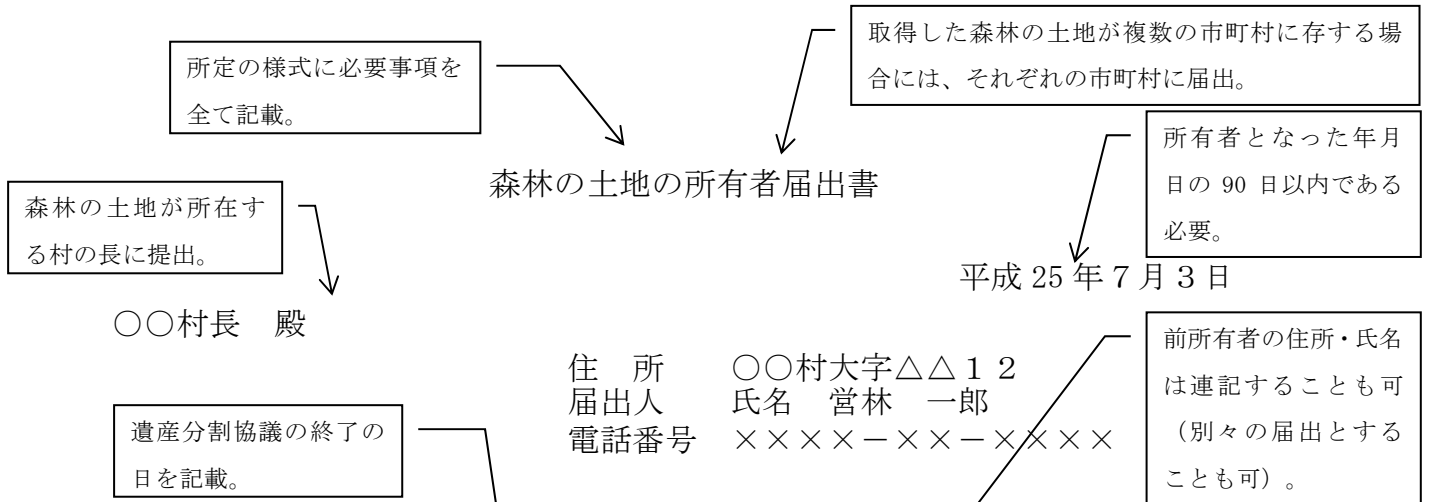
- 1 新たに所有者となった森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 所有権の移転の原因欄には、売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記載すること。
- 3 土地に関する事項は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 4 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第 4 位まで記載し、第 5 位を四捨五入すること。
- 5 持分割合は、新たに所有者となった土地について共有している場合に記載すること。
- 6 備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無その他参考となる事項を記載すること。
- 7 規則第 7 条第 2 項に規定する次の書類を添付すること。
 - (1) 当該土地の位置を示す地図
 - (2) 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

相続した森林の村内の全てを記載。

⑥ 届出人が個人で相続により所有権を取得し遺産分割協議が終了した場合（2）
（相続後90日を過ぎて遺産分割協議が終了）

※ ③又は④の届出に加えて、下記の内容の届出が必要となります。

※ 下記は、法定相続人が子3名で1/3ずつの持分を持ち、ある子が分割協議により取得した他の2名の持分の合計2/3について届出を行う場合の例。



次のとおり新たに森林の土地の所有者となったので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます。

所有権の移転に関する事項	前所有者の住所				前所有者の氏名 法人にあつては、名称及び代表者の氏名		
	●●県▲▲市■町1-2-3				菅林 二郎		
	●●県▼▼市◆町4-5-6				菅林 梅子		
	所有者となった年月日				所有権の移転の原因		
平成25年4月11日				相続（遺産分割協議）			
土地に関する事項	番号	土地の所在場所				面積 (ha)	持分割合
		市町村	大字	字	地番		
	1	〇〇村	△△	—	2012	2.5250	2/3
	2	〇〇村	△△	—	2013	1.8695	2/3
	3	〇〇村	△△	—	2014	3.3340	2/3
計						7.7285	
備考	用途は林業、境界は承知、それぞれの土地につき1/3の持分を保有						

注意事項

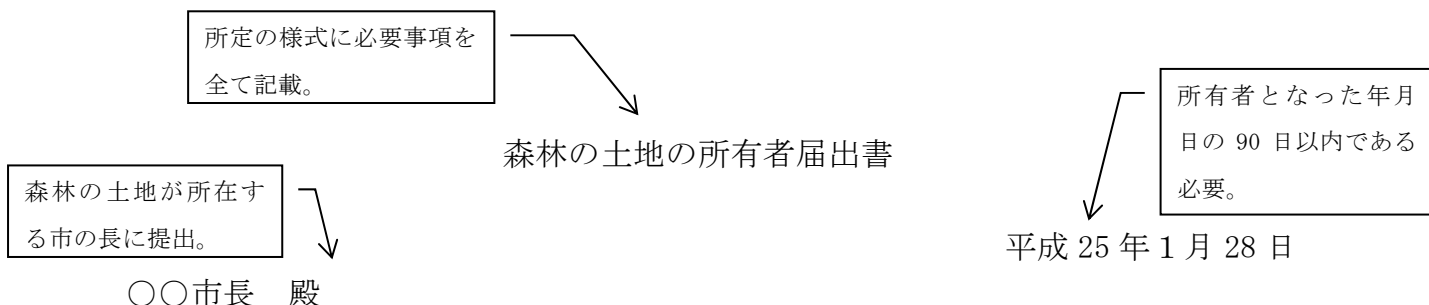
- 1 新たに所有者となった森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 所有権の移転の原因欄には、売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記載すること。
- 3 土地に関する事項は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 4 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載し、第5位を四捨五入すること。
- 5 持分割合は、新たに所有者となった土地について共有している場合に記載すること。
- 6 備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無その他参考となる事項を
- 7 規則第7条第2項に規定する次の書類を添付すること。

- (1) 当該土地の位置を示す地図
- (2) 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

原因欄は「相続（遺産分割協議）」と記載。

相続した共有状態の森林の村内の全てを記載。

⑦ 届出人が法人で他の法人との合併により所有権を取得した場合



住所 ●●県△△市▲▲町1-1-1

届出人 株式会社 ○○林業
代表取締役 ○○ ○○

電話番号 ×××-×××-××××

森林の土地の引き渡しの日を記載。

次のとおり新たに森林の土地の所有者となったので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます。

所有権の移転に関する事項	前所有者の住所				前所有者の氏名 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕		
	〇〇市□□町2-1-1				株式会社●●林業 代表取締役 ●●●●		
	所有者となった年月日				所有権の移転の原因		
	平成24年11月8日				法人の合併		
土地に関する事項	番号	土地の所在場所				面積 (ha)	持分割合
		市町村	大字	字	地番		
	1	〇〇市	▽▽	—	890	1.4142	
	2	〇〇市	▽▽	—	895	1.7320	
	3	〇〇市	▽▽	—	903	2.2362	
4	〇〇市	▽▽	—	904	3.1415		
		計				8.5239	
備考	用途は林業、境界は測量済						

注意事項

- 1 新たに所有者となった森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 所有権の移転の原因欄には、売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記載すること。
- 3 土地に関する事項は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 4 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載し、第5位を四捨五入すること。
- 5 持分割合は、新たに所有者となった土地について共有している場合に記載すること。
- 6 備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無その他参考となる事項を記載すること。
- 7 規則第7条第2項に規定する次の書類を添付すること。
 - (1) 当該土地の位置を示す地図
 - (2) 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

(6) 保安林等に係る届出の内容の通知の記載要領

① 保安林等のみに係る届出の内容を通知する場合（記載例）

番 号 年 月 日
都道府県知事 殿
〇〇市町村長
保安林等に係る森林の土地の所有者となった旨の届出の内容について（通知）
森林法第10条の7の2第1項の規定による森林の土地の所有者となった旨の届出について、保安林及び保安施設地区の区域の森林に係る届出があったので、同条第2項の規定に基づき通知する。
なお、届出書の内容は、別添の届出書の写しのとおりである。
1 期間： 平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日
2 届出書の数： △△

届出ごとに通知する場合には不要。

② 普通林とあわせて保安林等に係る届出の内容を通知する場合（記載例）

番 号 年 月 日
都道府県知事 殿
〇〇市町村長
保安林等に係る森林の土地の所有者となった旨の届出の内容について（通知）
森林法第10条の7の2第1項の規定による森林の土地の所有者となった旨の届出について、保安林及び保安施設地区の区域の森林に係る届出があったので、同条第2項の規定に基づき通知する。
なお、届出書の写しについては、保安林及び保安施設地区の区域の森林以外の森林に係る届出書の写しとあわせて、別添のとおりである。
1 期間： 平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日
2 届出書の数： △△

普通林と保安林等とを合わせた数を記載。

(7) 林地所有者台帳の記載要領

(5)②届出者が個人で共有林の持分を売買で取得した場合の届出書の内容を整理した例)

林地所有者台帳

	調製年月日	平成24年12月 1 日	
所在場所	大字▲▲ 1 1 1		
面積	0. 9 0 0 0 h a	持分割合	1 / 2
土地所有者の住所	〇〇町大字△△ 1 2 3		
土地所有者の氏名 (法人にあっては名称 及び代表者氏名)	林野 次郎		
所有者となった年月日	平成24年 8 月22日		
備考	用途は林業 境界は承知している		

注意事項

- 1 台帳は一筆の土地ごとに調整することとし、大字、字、地番が整序するように管理すること。
- 2 面積はヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載し、第5位以下を四捨五入すること。
- 3 持分割合は、新たに所有者となった土地について共有している場合に記載すること。
- 4 備考欄には、森林の土地所有者となった旨の届出を踏まえ、参考となる事項を記載すること。

(8) 指導書の作成例

① 虚偽の届出（届出書と添付書類の内容が整合せず、補正指示に従わない場合の指導の例）

指 導 書	
年 月 日	
殿	〇〇市（町村）長
<p>年 月 日付けで提出のあった森林の土地の所有者届出書は、届出書と添付書類の内容が整合していないため、内容を変更するよう指導します。</p>	
記	
1 理由	
届出書に記載されている森林の土地について、添付されていた売買契約書の写しに記載された取得森林の土地に含まれないものがあるため。	
2 指導事項	
届出書に記載されている森林の土地の全てについて、届出の原因を証明する書面を添付してください。又は、届出書に記載されている森林の土地の全てについて届出の原因を証明する書面がないならば、添付されていた売買契約書の写しに記載された取得森林の土地のみについて、届出をしてください。	
このことに従わない場合には虚偽の届出に該当し、森林法の規定に基づく過料の対象となります。	

② 無届（遅延届出の場合の指導の例）

指 導 書	
年 月 日	
殿	〇〇市（町村）長
<p>貴殿から新たに森林の土地の所有者となった旨の届出がありましたが、届出の日が森林の土地の所有者となった日から90日を超えており、このことは、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の7の2第1項の規定に違反しています。</p>	

今後、新たに森林の土地を取得したときには、関係法令を遵守し、所有者となった日から 90 日以内に、その土地の所在する市町村の長に届出書を提出してください。なお、今後同様の行為を行った場合には、森林法の規定に基づく過料の対象となるものであり、その裁判に必要な手続を行うこととなりますので、十分留意願います。

③ 無届（錯誤等により届出書の提出をしていない場合の指導の例）

指 導 書

年 月 日

殿

〇〇市（町村）長

貴殿が取得した森林の土地は、地域森林計画の対象となっており新たに所有者となった旨の届出を要しますが、〇〇年〇〇月〇〇日時点で届出がされていません。このことは、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 7 の 2 第 1 項の規定に違反していますので嚴重に注意します。

速やかに所定の届出書の様式に必要な事項を記載し提出してください。

また、今後、新たに森林の土地を取得したときには、関係法令を遵守し、所有者となった日から 90 日以内に、その土地の所在する市町村の長に届出書を提出してください。なお、今後同様の行為を行った場合には、森林法の規定に基づく過料の対象となるものであり、その裁判に必要な手続を行うこととなりますので、十分留意願います。

4 Q & A

問 1 森林の土地の所有者届出制度の目的は何ですか。

- 1 森林法に基づき都道府県知事又は市町村の長が、伐採及び伐採後の造林の計画の届出をしないで伐採が行われた場合の造林命令、保安林における監督処分などの諸制度を円滑に実施する上で、森林所有者を把握することが重要であることから、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出等に関する規定が設けられたところです。
- 2 なお、森林の土地の所有者届出により得られた森林所有者情報は、個人情報保護条例の適用の下で、森林の経営の受託や森林施業の集約化に取り組む森林組合や林業事業体等に提供されることにより、森林所有者への働きかけが効率的に進む効果も大いに期待されます。

問2 新たに森林の土地の所有者となった者が当該土地について所有権の登記をし、登記所から市町村に送付される登記済通知書によりその旨を把握した場合も、森林の土地の所有者届出を求める必要はあるのですか。

- 1 登記は第三者への対抗要件であり、義務とはされていませんので、森林法第10条の7の2第1項の規定においても、国土利用計画法第23条第1項に基づく届出とは異なり、登記を行った場合に届出を不要とする措置は定められていません。
- 2 このため、新たに森林の土地の所有者となった者が当該土地について所有権の登記をし、その旨を市町村が把握しているとしても、その者は森林の土地の所有者届出を行う義務があります。

問3 相続に関する森林の土地の所有者届出の手続について、具体的に教えてください。

- 1 相続の際、相続の開始（被相続人の死亡）のときから、相続財産は一旦法定相続人の共有物となり、相続財産の分割協議が整えば所有者が特定されることとなります。
- 2 このため、森林の土地の所有者届出については次のような手続となります。
 - ① 被相続人の死亡日から90日以内に分割協議が整わない場合
被相続人の死亡日から90日以内に、法定相続人の共有物として届出が必要です。それぞれの方がそれぞれの持分割合について届出をすることも可能ですし、共同して届出をすることも可能です。
また、その後分割協議が整ったときには、分割協議により持分に変更があった場合、その森林の土地の持分を取得した者（所有者となった者）は、分割協議の終了日から90日以内にその旨の届出を行うこととなります。
 - ② 被相続人の死亡日から90日以内に分割協議が整った場合
所有権の移転が2回（被相続人の死亡、分割協議）あることとなりますが、分割協議により森林の土地の所有者となった方が、被相続人の死亡日から90日以内に届出を出せば、その届出だけで十分です。
- 3 なお、本制度は平成24年4月1日から施行されましたので、平成24年3月31日までの被相続人の死亡による相続については、相続の開始時点の所有権の移転（法定相続人の共有物）に関わる届出は不要です。しかし、平成24年4月1日以降に分割協議が整い持分に変更があった場合には、その分割協議が整った日から90日以内にその森林の土地の持分を取得した者（所有者となった者）が届出を行う必要があります。

問4 届出書に添付することとされている届出の原因を証明する書類について、登記に関わる書類を添付しようと思いますが、登記事項証明書又はその写しのほか、どのようなものが該当するのですか。

添付書類に使用できる登記に関わる書類として以下のものが考えられ、その写しも該当します。

なお、相続の際に添付書類とする場合の考え方は問5を参照してください。

- ・ 登記原因証明情報
- ・ 登記完了証（電子申請に係るもの）
- ・ インターネット登記情報提供サービスによって取得した登記情報（照会番号があるもの）
- ・ 登記識別情報通知
- ・ 登記済証

問5 相続により新たに森林の土地の所有者となった者は登記を行わない場合もあり、また、売買のように契約書がありません。届出書に添付する届出の原因を証明する書面として、どのようなものが該当するのですか。

- 1 「届出の原因を証明する書面」は、届出の対象としている森林の土地及び新たに森林の土地の所有者となった者が確認できるものがが必要です。
- 2 このため、届出人が登記名義人となっている登記事項証明書（又はその写し）等の登記を確認できる書類、又は、届出人が森林の土地を相続したことを示す遺産分割協議書と目録の写しは、それだけで添付書類とすることができます。
- 3 また、以下の①及び②の書面を組み合わせると添付書類とすることができます。
 - ① 対象物を確認するための、被相続人が所持していた登記済証、被相続人が所持していた登記事項証明書又は固定資産評価証明書等の写し
 - ② 相続及び相続人を確認するための、戸籍又は除籍謄本、相続人代表者指定届出等の写し、公正証書遺言書・検認済の自筆証書遺言書（遺言書により、相続財産である届出書記載の土地を届出者が取得することが確実であるものに限る。）

問6 届出書を提出したことについて、届出人から市町村の長の証明を求められた場合、どのように対処すればよいか。

届出書が提出先に到達したときに届出の義務は完了しており、その旨を口頭で伝えることで、届出人からの依頼の目的は達成されると考えられます。

仮に、書面での確認を求められた場合には、接受した届出書の写しを交付する等の方法が考えられますが、もとより、届出行為によって、当該土地の所有権の帰属が確定されるものではありません。

5 参考資料

① 森林法（抄）（昭和26年法律第249号）

（森林の土地の所有者となつた旨の届出等）

第十条の七の二 地域森林計画の対象となつている民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となつた者は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長にその旨を届け出なければならない。ただし、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十三条第一項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

2 市町村の長は、前項本文の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る民有林が第二十五条若しくは第二十五条の二の規定により指定された保安林又は第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林であるときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に当該届出の内容を通知しなければならない。

（森林所有者等に関する情報の利用等）

第九十一条の二 都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行に必要な限度で、その保有する森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、森林所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

（林地台帳の作成）

第九十一条の四 市町村は、その所掌事務を的確に行うため、一筆の森林（地域森林計画の対象となつている民有林に限る。以下この条から第九十一条の六までにおいて同じ。）の土地ごとに次に掲げる事項を記載した林地台帳を作成するものとする。

- 一 その森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 二 その森林の土地の所在、地番、地目及び面積
- 三 その森林の土地の境界に関する測量の実施状況
- 四 その他農林水産省令で定める事項

2 林地台帳の記載又は記載の修正若しくは抹消は、この法律の規定による申請、届出その他の手続により得られた情報に基づいて行うものとし、市町村は、林地台帳の正確な記載を確保するよう努めるものとする。

3 前二項に規定するもののほか、林地台帳に関し必要な事項は、政令で定める。

（林地台帳及び森林の土地に関する地図の公表）

第九十一条の五 市町村は、森林の土地に関する情報の活用の促進を図るため、林地台帳に記載された事項（公表することにより個人の権利利益を害するものその他の公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものを除く。）を公表するものとする。

2 市町村は、森林の土地に関する情報の活用の促進に資するよう、林地台帳のほか、森林

の土地に関する地図を作成し、これを公表するものとする。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前項の地図について準用する。

第二百十三条 第十条の七の二第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

② 森林法施行規則（抄）（昭和26年農林省令第54号）

（森林の土地の所有者となつた旨の届出等）

第七条 法第十条の七の二第一項本文の規定による届出は、新たに地域森林計画の対象となっている民有林の土地の所有者となつた日から九十日以内に届出書（一通）を市町村の長に提出してしなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 当該土地の位置を示す地図

二 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

3 法第十条の七の二第二項の規定による通知は、届出のあつた日から三十日以内に第一項の届出書の写しを添えてするものとする。

③ 森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件（抄）（昭和 37 年農林省告示第 851 号）

3 規則第 7 条第 1 項の届出書の様式

森林の土地の所有者届出書

年 月 日

市町村長 殿

住 所

届出人 氏名

〔 法人にあつては、名
称及び代表者の氏名 〕

電話番号

次のとおり新たに森林の土地の所有者となつたので、森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の規定により届け出ます。

所有権の移転に関する事項	前所有者の住所				前所有者の氏名 〔 法人にあつては、名 称及び代表者の氏名 〕	
	所有者となつた年月日				所有権の移転の原因	
	年 月 日					
土地に関する事項	番号	土地の所在場所			面積 (ha)	持分割合
		市町村	大字	字		
	1					
	2					
	3					
	計					
備考						

注意事項

- 1 新たに所有者となつた森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 所有権の移転の原因欄には、売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記載すること。
- 3 土地に関する事項は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 4 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第 4 位まで記載し、第 5 位を四捨五入すること。
- 5 持分割合は、新たに所有者となつた土地について共有している場合に記載すること。
- 6 備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無その他参考となる事項を記載すること。
- 7 規則第 7 条第 2 項に規定する次の書類を添付すること。

(1) 当該土地の位置を示す地図

(2) 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

④ 森林の土地の所有者となった旨の届出制度の運用について（平成 23 年 3 月 26 日付け 23 林整計第 312 号林野庁長官通知）

森林法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 20 号）により森林の土地の所有者となった旨の届出等に関する規定が新たに設けられたところであり、その運用についての留意事項を下記のとおり定めたので、御了知の上、その適正かつ円滑な実施につき特段の御配慮をお願いする。

また、貴管下の市町村その他関係者への周知方よろしく願います。

記

1 本制度の趣旨及び周知

森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）に基づき都道府県知事又は市町村の長が、伐採及び伐採後の造林の計画の届出をしないで伐採が行われた場合の造林命令、保安林における監督処分などの諸制度を円滑に実施する上で、森林所有者を把握することが重要であることから、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出等に関する規定が設けられたところである。

このような本制度の趣旨に鑑み、現在は森林の土地の所有者でなくても、相続等により当該土地の所有者となったときは、その土地の大小に関わらず等しく届出義務が課せられるものであることから、都道府県知事及び市町村の長は、本制度の内容について、広報、パンフレットの配布等により、森林の土地の所有者である者はもとより広く住民に周知徹底し、法が遵守されるよう配慮するものとする。

なお、法に基づく諸制度の円滑な実施のため森林所有者を把握するという本制度の趣旨に鑑みれば、本制度に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出等により、当該土地の所有権の帰属が確定されるものではないことを念のため申し添える。

2 森林の土地の所有者となった旨の届出等

(1) 届出の対象等

届出の対象は地域森林計画の対象となっている民有林であるが、届出の対象となる森林の土地の所有権の移転は、売買、相続、贈与、遺贈、土地の交換、譲渡担保その他の契約、法人の分割や合併など移転の事由を問わない。また、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 23 条第 1 項の規定による届出をしたときを除き、所有者となった森林の土地の規模や、届出義務者が個人であるか、地方公共団体を含む法人であるかに関わらず、当該土地の存する市町村の長に森林の土地の所有者となった旨の届出書（以下「届出書」という。）の提出が必要となる。

ただし、森林の土地の所有権の取得と併せて、当該森林について法第 10 条の 2 の規定に基づく開発行為の許可を受けて他の用途へ転用する場合など、地域森林計画の対象とする森林から除外されることが確実であるときは、届出書の提出を要さないものとして運用して差し支えない。

(2) 土地の所有者となった日

届出書の提出は、森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号。以下「規則」という。）第 5 条の 2 第 1 項の規定により、地域森林計画の対象となっている私有林の土地の所有者となった日から 90 日以内に行わなければならないが、「土地の所有者となった日」とは、売買等の契約に定められた土地の所有権の移転日、相続開始の日など森林の土地の所有権が移転することとなった日とする。

(3) 届出書の添付書類

ア 規則第 7 条第 2 項第 1 号の規定により添付することとされている地図は、届出に係る土地の全てについて、その位置を示したものであることを要する。

イ 規則第 7 条第 2 項第 2 号の規定により添付することとされている登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面は、登記事項証明書のほか、その写し、森林の土地の売買契約書の写し、遺産分割協議書の写し、登記済証の写しなど届出者が森林の土地の所有権を有することを証明することができる書面とする。

3 届出書の提出者に対する指導等

(1) 市町村の長は、提出のあった届出書の内容について、林地台帳に記載された事項のほか、都道府県が保有する保安林又は保安施設地区に関する情報その他の市町村及び関係都道府県が保有する森林所有者情報について法第 191 条の 2 の規定に基づく森林所有者等に関する情報の利用等により確認を行い、不備がある場合にはその適正化に努めるものとする。

(2) 市町村の長は、届出書の提出があった場合、届出者に対し、届出が行われた森林においては、土地の形質の変更、立木の伐採等について、法に基づく許可や届出が必要であることについて指導を行うよう努めるものとする。

4 国土利用計画法第 23 条第 1 項の規定による届出との関係

届出書は、国土利用計画法第 23 条第 1 項の規定による届出をしたときを除き市町村の長に提出することとされているが、法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の規定の趣旨を踏まえれば、市町村の長は、当該届出に係る森林の土地の所有者の情報についても把握することが望ましい。

このため、市町村の長は、法第 191 条の 2 の規定に基づき、当該届出に係る森林の土地の所有者の情報を内部で利用すること等により、その把握に努めるものとする。

5 保安林等の区域内の森林である場合の都道府県に対する届出の内容の通知

市町村の長は、3 の（1）の確認により届出に係る私有林が法第 25 条若しくは第 25 条の 2 の規定により指定された保安林又は第 41 条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林であることを確認した場合には、当該届出のあった日から 30 日以内に法第 10 条の 7 の 2 第 2 項の規定に基づき都道府県知事に対して届出の内容を通知するものとする。当該通知は付録第 1 の様式により、届出書の写しを添えてするものとする。この場合において、市町村の長は複数の届出について一括して通知することができるものとする。

なお、当該通知を受けた都道府県知事は、届出書の写しの情報を基に、必要に応じて法第 39 条の 2 に規定する保安林台帳及び法第 46 条の 2 に規定する保安施設地区台帳の訂正を行うよう努めるものとする。

6 林地台帳への反映

法第 10 条の 7 の 2 の規定は法に基づく諸制度の円滑な実施のため森林所有者を把握することを目的としており、届出書によって得られた森林の土地の所有者に関する情報を整理するため、市町村の長は、当該情報（4 の届出に関し把握した情報を含む。）を林地台帳に反映させるものとする。

付録第 1

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇市町村長

保安林等に係る森林の土地の所有者となった旨の届出の内容について（通知）

森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の規定による森林の土地の所有者となった旨の届出について、保安林及び保安施設地区の区域の森林に係る届出があったので、同条第 2 項の規定に基づき通知する。

なお、届出書の内容は、別添の届出書の写しのとおりである。

（注）一定期間内に届け出られた複数の届出書について通知を行う場合には、その期間及び届出の数を記載すること。

⑤ 森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について （平成 23 年 4 月 22 日付け 23 林整計第 26 号林野庁長官通知）

森林法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 20 号）により新たに措置された行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等の規定は、本日施行されたところであり、その運用についての留意事項を下記のとおり定めたので、御了知の上、その適正かつ円滑な実施につき特段の御配慮をお願いする。

また、貴管下の市町村その他関係者への周知方よろしく願いたい。

記

1 制度改正の趣旨

森林所有者等に関する情報については、森林施業の集約化の促進、森林計画制度に基づく適切な森林施業の実施の誘導等に当たって、その整備が必要であり、これまでも各都道府県及び市町村において、情報収集等の取組が進められているところである。

今回の法改正により措置された行政機関内部での森林所有者等に関する情報の利用及び他

の行政機関に対する森林所有者等に関する情報提供の依頼の規定については、このような各都道府県及び市町村における森林所有者等に関する情報の収集の取組を円滑に進めることを目的としている。特に、森林所有者等に関する情報の利用や提供は、各地方公共団体の個人情報保護条例によって規律されているものの、一般的に法令等の規定に基づく場合等に例外措置が規定されていることから、今回の法改正の規定によって、関係法令及び個人情報保護条例の適用の下で、森林所有者等に関する情報の効率的な利用や提供が一層進むことを期待するものと解される。

2 行政機関内部での森林所有者等に関する情報の利用

行政機関が保有する森林所有者等に関する情報については、氏名、住所等の個人情報が含まれており、地方公共団体においてはその個人情報保護条例により、行政機関内部で情報を取り扱う事務の目的以外に利用できないこととされている一方で、一般的には法令等の規定に基づく場合等には、目的外の利用が可能とされている。

このため、改正後の森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）第 191 条の 2 第 1 項の規定に基づき、森林計画の作成、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出に関する確認、伐採及び伐採後の造林の届出に係る変更命令や遵守命令、施業の勧告など法の施行のため必要があるとき、都道府県又は市町村の林務部局においては、他部局が保有する森林所有者等に関する情報について、関係法令の規定を踏まえた上で、個人情報保護条例の規定の適用の下で目的外の利用が可能となるものと考えている。

同項に基づく森林所有者等に関する情報の利用として、次に掲げる事項が想定される。

(1) 都道府県内の情報利用

国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく土地の権利の移転等の届出により得られた土地担当部局が保有する森林所有者等の情報

なお、当該届出については、同法第 44 条に基づき、政令指定都市においてはその事務を政令指定都市が行うこととされており、この場合、市内部の情報利用となる。

(2) 市町村内の情報利用

ア 地籍調査により得られた地籍担当部局が保有する森林所有者等に関する情報

イ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 382 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく登記所からの通知に記載された情報

なお、改正後の森林法における地方公共団体の税務部局が保有する情報の取扱いについて、地方税法第 341 条第 1 項第 9 号に規定する固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報のうち、当該税務部局が調査した結果、知り得た情報（登記簿と異なる情報）については、同法第 22 条の守秘義務が課される情報に該当するが、改正後の森林法第 191 条の 2 第 1 項の規定により、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出義務がある者に関し、地方公共団体の税務部局が保有する情報については、地方税法第 22 条の守秘義務が課される情報に該当しないこととなり、林務部局への提供が可能となるが、その具体的な取扱いについては、別途通知する。

3 他の行政機関に対する森林所有者等に関する情報の提供の依頼

行政機関が保有する森林所有者等に関する情報については、氏名、住所等の個人情報が含

まれており、地方公共団体においてはその個人情報保護条例により、他の機関へ提供できないこととされている一方で、一般的に法令等の規定に基づく場合等には、提供が可能とされている。

このため、改正後の法第 191 条の 2 第 2 項の規定に基づき、森林計画の作成、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出に関する確認、伐採及び伐採後の造林の届出に係る変更命令や遵守命令、施業の勧告など法の施行のため必要があるとき、都道府県又は市町村の林務部局は、他の行政機関等に対して森林所有者等の把握に関し必要な情報の提供を依頼することができ、提供を求められた行政機関等においては、関係法令の規定を踏まえた上で、個人情報保護条例の適用の下で、求めに応じて情報の提供が可能となるものと考えている。

同項に基づく他の行政機関に対する情報の提供の依頼として、都道府県及び市町村の間で、都道府県林務部局が市町村林務部局に、又は、市町村林務部局が都道府県林務部局に、その保有する森林所有者等に関する情報の提供を依頼することが想定される。

なお、登記所が保有する森林所有者等に関する情報について、登記事項証明書により現行でも入手が可能であり、更に、改正後の法第 191 条の 2 第 2 項の規定の趣旨を踏まえて、その提供の依頼のあり方や提供の手法等については、別途通知する。

⑥ 登記情報の電子データによる提供について（平成 23 年 9 月 1 日付け 23 林整計第 122 号林野庁森林整備部計画課長通知）

このことについては、平成 23 年 4 月 22 日に森林法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 20 号）が一部施行され、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 191 条の 2 第 2 項に基づき、他の行政機関に対する森林所有者等に関する情報提供の依頼ができることとされたところである。また、その運用に当たっての留意事項は「森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について」（平成 23 年 4 月 22 日付 23 林整計第 26 号林野庁長官通知）により各都道府県に通知したところである。

この中で、別途通知するとしていた、「登記所が保有する森林所有者等に関する情報の提供の依頼のあり方や提供の手法等」については、この程法務省の協力により、登記情報の電子データによる提供が可能となったところであり、その取扱いについて下記のとおり定めたので、その適正かつ円滑な実施につき特段のご配慮をお願いする。

また、貴管下の市町村の長への周知方よろしく願いたい。

記

1 情報提供依頼の目的について

登記所が保有する森林所有者等に関する情報の提供依頼は、森林法第 191 条の 2 第 2 項に基づき、同法の施行のため必要があるときに行いうるものである。

また、提供依頼が可能な情報は、現に森林所有者である者に関する登記情報であり、伐採及び伐採後の造林の届出に係る変更命令や遵守命令など同法の施行のため必要があるときに、特定の地番に係る森林所有者に関する登記情報の提供を依頼することができるほか、2

(2) のとおり、具体的な地番を示すことなく、地番区域（大字）単位で一定の区域における登記情報の提供依頼をすることができることから、都道府県知事が同法第5条に規定する地域森林計画を作成するときや市町村長が同法第10条の5に規定する市町村森林整備計画を作成するとき、必要な資料の収集のため、効率的に活用することも可能であると考えている。

2 登記所への電子データでの提供依頼方法

(1) 電子データの形式はCSVファイルであり、登記情報の電子データの編集項目の詳細は別紙1のとおりである。

提供依頼に当たっては、別紙2「CSVファイル提供依頼申出書」（以下「申出書」という。）に必要事項を記入の上、CSVファイルを格納するための記録媒体（CD-R、USBメモリ等）と併せて管轄登記所へ提出する。

その際、提供されるCSVファイルには、登記官において、パスワードを設定する必要があるため、当該パスワード（英数字混在で、不規則かつ12字以上の文字列による。）を適宜の書面により申し出る。

(2) 申出書の作成に当たっては、「2 依頼する物件の表示」に調査対象となる土地の所在及び地番を記載する。ただし、具体的な地番を示すことなく、地番区域（大字）のみを記載し、地番区域単位で依頼することも可能である。

(3) その他不明な点等がある場合には、管轄登記所に確認する。

別紙 1

編集項目詳細

(1)要約書編集対象物件								
物件情報								
1	2	3	4	5	6	7	8	9
項番 (5文字)	"物件情報" (4文字)	物件種別 (2文字)	物件状態 (2文字)	地番区域 (60文字)	地番・家屋番号 (30文字)	不動産番号 (13文字)		
土地表題部登記事項								
1	2	3	4	5	6	7	8	9
項番 (5文字)	"所在" n (7文字)	所在				原因及びその日付	登記の日付	その他
項番 (5文字)	"表示履歴" n (9文字)	地番	地目	地積 (12文字)		原因及びその日付	登記の日付	その他
項番 (5文字)	"所有者" n (8文字)	所有者						その他
区分建物表題部登記事項								
1	2	3	4	5	6	7	8	9
項番 (5文字)	"専有部分の家屋番号" n (14文字)	専有部分の家屋番号						
項番 (5文字)	"所在" n (7文字)	所在				原因及びその日付	登記の日付	その他
項番 (5文字)	"建物の名称" n (10文字)	建物の名称				原因及びその日付	登記の日付	その他
項番 (5文字)	"表示履歴" n (9文字)		構造	床面積		原因及びその日付	登記の日付	その他
項番 (5文字)	"敷地権の表示" n (11文字)	土地の符号	所在及び地番	地目	地積 (12文字)	原因及びその日付	登記の日付	その他
項番 (5文字)	"家屋番号" n (9文字)	家屋番号					登記の日付	その他
項番 (5文字)	"建物の名称" n (10文字)	建物の名称				原因及びその日付	登記の日付	その他
項番 (5文字)	"主である建物の表示" n (14文字)		種類	構造	床面積	原因及びその日付	登記の日付	その他
項番 (5文字)	"附属建物の表示" n (12文字)	符号	種類	構造	床面積	原因及びその日付	登記の日付	その他
項番 (5文字)	"敷地権の表示" n (11文字)	土地の符号	敷地権の種類	敷地権の割合		原因及びその日付	登記の日付	その他
項番 (5文字)	"所有者" n (8文字)	所有者						その他
一般建物表題部登記事項								
1	2	3	4	5	6	7	8	9
項番 (5文字)	"所在" n (7文字)	所在				原因及びその日付	登記の日付	その他
項番 (5文字)	"家屋番号" n (9文字)	家屋番号					登記の日付	その他
項番 (5文字)	"主である建物の表示" n (14文字)		種類	構造	床面積	原因及びその日付	登記の日付	その他
項番 (5文字)	"附属建物の表示" n (12文字)	符号	種類	構造	床面積	原因及びその日付	登記の日付	その他
項番 (5文字)	"所有者" n (8文字)	所有者						その他
権利部所有権登記事項								
1	2	3	4	5	6	7	8	9
項番 (5文字)	"所有権" n (8文字)	住所 (200文字)	持分 (80文字)	氏名 (200文字)		受付年月日	受付番号	
権利部甲区登記事項(権利部所有権登記事項を除く)								
1	2	3	4	5	6	7	8	9
項番 (5文字)	"甲区" n (7文字)	順位番号	登記の目的			受付年月日 (13文字)	受付番号 (11文字)	その他
権利部乙区登記事項								
1	2	3	4	5	6	7	8	9
項番 (5文字)	"乙区" n (7文字)	順位番号	登記の目的			受付年月日 (13文字)	受付番号 (11文字)	その他
(2)要約書編集対象外物件								
物件情報								
1	2	3	4	5	6	7	8	9
項番 (5文字)	"物件情報" (4文字)	物件種別 (2文字)	物件状態 (2文字)	地番区域 (60文字)	地番・家屋番号 (30文字)	不動産番号 (13文字)	状態 (9文字)	
<p>※1: " "で囲まれた文字列は、CSVファイルにそのまま出力する文字列を表します。</p> <p>※2:nには、登記事項数に応じて、登記事項の種類ごとに1から99999までの連番を付与します。</p> <p>※3:網掛け部分は、空の項目を表します。</p> <p>※4:カラム数は全行9カラムとします。</p> <p>※5:括弧内は最大文字数を表します。</p> <p>※6:括弧の記載のない項目は最大文字数を500文字とし、最大文字数を超える登記事項が存在した場合は項目の最後に"*(アスタリスク)を編集します。</p> <p>※7:編集する文字は全て全角とします。</p> <p>※8:項番は、物件情報と登記事項行を関連付けるための一意な番号を編集します。</p> <p>※9:物件状態は、"既存"を編集します。</p> <p>※10:物件種別は、"土地"、"建物"、"区建"のいずれかを編集します。</p> <p>※11:全角空白は"□"で編集します。(例:階数と床面積の間)</p> <p>※12:要約書編集対象外物件の「状態」は、「管轄転属中」、「簿冊」、「権利部編集不可」、「登記中」、「移転校合未了」、「編集エラー」のいずれかを編集します。</p>								

別紙 2

CSVファイル提供依頼申出書

〇〇（地方）法務局長 宛て

〇〇都道府県知事（市町村長）

〇 〇 〇 〇

下記のとおり、登記情報のCSVファイルによる提供を依頼します。

なお、申出に当たり、提供を受ける情報が個人情報を含む機密情報であることを踏まえ、次のことを確約します。

- ① CSVファイル記録媒体の扱い等に十分に留意し、情報の流出事案等を発生させないこと
- ② 本提供によって得られた情報については、〇〇都道府県（市町村）の個人情報保護条例等に基づき、当職が適切に判断して取り扱うこと

記

1 使用目的

例：森林法第5条に規定する地域森林計画の作成に必要な資料収集のため（森林法第19条の2第2項に基づく依頼）

（注）森林法の施行のため必要となることを具体的な条項で示すこと。

2 依頼する物件の表示

（予定受取人）

〇〇都道府県（市町村） 〇〇課

役 職 名 氏 名

連絡先電話番号

受領確認（CSVファイル記録媒体受領時に記載します。）

受領日： 年 月 日

（法務省使用欄）

受 領 （登記官）	審 査 （首席登記官）	確 認 （登記情報システム管理官）	パスワード設定 （登記官）	交 付 （登記官）
（年月日）	（年月日）	（年月日）	（年月日）	（年月日）

⑦ 固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について
(平成 24 年 3 月 26 日付け 23 林整計第 342 号林野庁森林整備部計画課長通知)

平成 23 年 4 月 22 日に森林法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 20 号）が一部施行され、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 191 条の 2 の規定に基づき、行政機関内部での森林所有者等に関する情報の利用及び他の機関に対する森林所有者等に関する情報提供の依頼ができることとされたところである。また、その運用に当たっての留意事項は「森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について」（平成 23 年 4 月 22 日付 23 林整計第 26 号林野庁長官通知）により各都道府県に通知したところである。

この中で、別途通知するとしていた、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 341 条第 1 項第 9 号に規定する固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の市町村林務部局への提供の具体的な取扱いについて、下記のとおり定めたので、その適正かつ円滑な実施につき特段のご配慮をお願いする。

また、貴管下の市町村の長への周知方よろしく願いたい。

なお、このことについては総務省とも協議済みであることを申し添える。

記

1 提供を受けることが可能な情報について

地方税法第 341 条第 1 項第 9 号に規定する固定資産課税台帳（以下「台帳」という。）に記載されている森林法第 10 条の 7 の 2 に規定する森林の土地の所有者（以下「森林の土地の所有者」という。）に関する情報のうち、地方団体の税務部局が調査した結果知り得た情報（以下「登記簿と異なる台帳記載情報」という。）については、同条の規定に基づき、同条が施行される平成 24 年 4 月 1 日以降、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる台帳記載情報に限り、地方税法第 22 条の守秘義務が課される情報に該当しないこととなることから、市町村林務部局は地方団体の税務部局から当該登記簿と異なる台帳記載情報の提供を受けることが可能である。

また、提供を受けることができる登記簿と異なる台帳記載情報は、森林法第 191 条の 2 第 1 項に基づき同法の施行に必要な限度で利用しうるものであり、その内容については、森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所（所有権を移転せず変更された所有者の住所は、森林部局への届出義務がないため、提供を受けることができる登記簿と異なる台帳記載情報に含まれない。）、その森林の土地の所在、その森林の土地の面積、その森林の土地の持分（共有林に限る。）といった事項に限られる。

なお、市町村林務部局が、地方団体の税務部局から台帳に記載されている森林の土地の所有者に関する情報で一般に公開されているものの提供を受けることは、従前どおり、可能である。

2 提供を受けるに当たっての手続

市町村林務部局が、1 により登記簿と異なる台帳記載情報及び台帳に記載されている森林の土地の所有者に関する情報で一般に公開されているものの提供を求める際には、書面によ

り、森林法第10条の7の2に規定する民有林（同法第5条に定める地域森林計画の対象となっている民有林）の土地の地番その他当該民有林の所在地を確認できる情報を税務部局に提供した上で、例えば、「過去1年間」といった一定の期間（平成24年4月1日以降の期間に限る。）を指定し、当該民有林の土地のうち、当該期間中に、台帳上の所有者が変更された民有林の土地に関する登記簿と異なる台帳記載情報及び台帳に記載されている森林の土地の所有者に関する情報で一般に公開されているものの提供を求める等の方法により、照会時期等照会の方法を事前に税務部局と調整の上、行うものとする。その書面の参考様式は付録のとおりとする。

3 把握した情報の活用

市町村林務部局は、台帳の情報の照会等により得た森林所有者に関する情報を森林法の施行に必要な限度で活用し、保有する森林所有者に関する情報の修正に利用することが可能であるとともに、森林法の施行に必要な限度でその情報を都道府県林務部局へ提供することが可能である。また、都道府県又は市町村の林務部局は、関係法令及び個人情報保護条例の適用の下で、修正後の森林所有者に関する情報を外部へ提供することも可能である。

付録

年 月 日

税務担当課長 殿

林務担当課長

固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の照会について

下記に掲げる森林法第10条の7の2に規定する民有林（同法第5条に定める地域森林計画の対象となっている民有林）の土地のうち、下記に掲げる期間中に地方税法第341条第1項第9号に規定する固定資産課税台帳上の土地の所有者が変更された土地の森林所有者情報を提供願います。

記

1 森林法第10条の7の2に規定する民有林の土地

2 期間

年 月 日 ～ 年 月 日

※ 森林所有者情報とは、森林の土地の所在、その森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所、その森林の土地の面積、その森林の土地の持分（共有林に限る。）のことをいいます。

⑧ 国土利用計画法（抄）（昭和 49 年法律第 92 号）

（土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出）

第二十三条 土地売買等の契約を締結した場合には、当事者のうち当該土地売買等の契約により土地に関する権利の移転又は設定を受けることとなる者（次項において「権利取得者」という。）は、その契約を締結した日から起算して二週間以内に、次に掲げる事項を、国土交通省令で定めるところにより、当該土地が所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 土地売買等の契約の当事者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 土地売買等の契約を締結した年月日
- 三 土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積
- 四 土地売買等の契約に係る土地に関する権利の種別及び内容
- 五 土地売買等の契約による土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的
- 六 土地売買等の契約に係る土地の土地に関する権利の移転又は設定の対価の額（対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積つた額）
- 七 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- 一 次のイからハまでに規定する区域に応じそれぞれその面積が次のイからハまでに規定する面積未満の土地について土地売買等の契約を締結した場合（権利取得者が当該土地を含む一団の土地で次のイからハまでに規定する区域に応じそれぞれその面積が次のイからハまでに規定する面積以上のものについて土地に関する権利の移転又は設定を受けることとなる場合を除く。）

イ 都市計画法第七条第一項の規定による市街化区域にあつては、二千平方メートル

ロ 都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域（イに規定する区域を除く。）

にあつては、五千平方メートル

ハ イ及びロに規定する区域以外の区域にあつては、一万平方メートル

- 二 第十二条第一項の規定により指定された規制区域、第二十七条の三第一項の規定により指定された注視区域又は第二十七条の六第一項の規定により指定された監視区域に所在する土地について、土地売買等の契約を締結した場合

- 三 前二号に定めるもののほか、民事調停法による調停に基づく場合、当事者の一方又は双方が国等である場合その他政令で定める場合

3 第十五条第二項の規定は、第一項の規定による届出のあつた場合について準用する。

⑨ 森林法の改正に伴う土地部局の対応について（平成 24 年 3 月 29 日付け国土動整第 26 号国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課長通知）

平素より国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号。以下「国土法」という。）の適切な運用にご尽力いただきありがとうございます。

さて、森林法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 20 号）による改正後の森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 7 の 2 第 1 項において、森林の土地（地域森林計画の対象となっている民有林の土地をいう。以下同じ。）の所有者となった旨の市町村長への届出（以下「森林法の届出」という。）に関する規定が設けられました。同項の規定により、国土法第 23 条第 1 項の規定による届出（以下「国土法の届出」という。）があった場合には森林法の届出は不要とされており、新たに森林の土地の所有者となった者の把握を目的とした同法の趣旨に鑑みれば、土地部局と林務部局が連携し、同法の適切な運用を図ることが求められるところです。

つきましては、森林法の届出の制度が施行される本年 4 月 1 日以降、下記を参考に、国土法の届出に関する情報の市町村土地部局から市町村林務部局への提供等を行っていただきたいと考えておりますので、貴管内の市町村（指定都市を除く。）の土地部局にもこの旨周知いただき、ご対応に遺漏なきようよろしくお願いいたします。

記

1. 市町村林務部局へ情報提供する方法について

国土法の届出を受けた市町村土地部局は、当該届出のうち森林の土地に係るものについて、森林法の届出事項に相当する事項（記 2. 参照）を速やかに市町村林務部局へ提供するものとする。

なお、業務の効率性や正確性に鑑み、当該情報提供は、市町村土地部局から市町村林務部局へ直接行うことを原則とする。

2. 市町村林務部局へ提供する情報の内容について

市町村林務部局へは、森林法の届出事項に相当する事項を提供するものとし、それ以外の情報（取引価格等）は原則として提供しない。国土法の届出書中、森林法の届出事項に相当する事項とは、具体的に以下のとおりである。

- ・ 権利取得者（譲受人）の氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）及び住所
- ・ 契約の相手方（譲渡人）の氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）及び住所
- ・ 契約締結年月日
- ・ （所有権等の）移転又は設定の態様
- ・ 土地の所在（地番）及び面積
- ・ 土地の利用目的

3. 国土法の届出期限を過ぎた届出（遅延届出）の取扱い

国土法の届出書が届出期限（契約締結日から 2 週間以内）を過ぎて提出された場合、当該届出（以下「遅延届出」という。）は国土法の届出とはみなされず、森林の土地に係る遅延届出をした者は、森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項ただし書の適用を受けないため、森林法の届出を行うことが必要となる。

ただし、森林の土地に係る遅延届出をした者に対して、市町村林務部局が必要に応じて森林法の届出についての指導を行うことができるよう、遅延届出の提出を受けた市町村土地部局は、当該届出のうち森林法の届出事項に相当する事項を市町村林務部局へ提供するものとする。提供する際には、当該届出が遅延届出である旨を補足するものとする。

4. 届出者が国土法の届出をせずに森林法の届出のみを行った場合の対応

国土法の届出対象となる土地取引を行った者が、国土法の届出をせずに森林法の届出のみを行う場合も想定されるため、例えば、森林法の届出のあった土地の規模が2,000㎡以上のもの（相続の場合など対価を伴わないことが明らかなものを除く。）については、市町村林務部局が市町村土地部局に当該届出内容を速やかに情報提供するなど、両部局が連携して、国土法の届出に遺漏がないようにするものとする。

なお、林野庁からも、都道府県林務部局を通じて市町村林務部局に対して、市町村林務部局と市町村土地部局が連携して対応するよう周知される予定である。

⑩ 林地台帳制度の運用について（抄）（平成29年3月29日付け28林整計第395号林野庁長官通知）

森林法等の一部を改正する法律（平成28年法律第44号）により森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）において林地台帳制度が創設され、平成29年4月1日から施行されることとなった。

林地台帳制度の運用については、法、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「令」という。）及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。）によるほか、下記のとおり留意事項を定めたので、御了知の上、その適正かつ円滑な実施につき特段の御配慮をお願いする。

なお、本制度については、情報の整備に一定の準備期間が必要であることに鑑み、経過措置を設け、平成31年4月1日から本格運用することとされていることを申し添える。

また、貴管下の市町村その他関係者への周知方よろしく願います。

記

第2 林地台帳の記載事項

1 森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所

法第191条の4第1項第1号の「その森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所」については、登記簿上の土地の所有者及び現にその土地を所有している者又は所有者とみなされる者（以下「現所有者」という。）の2つを記載する。

(1) 登記簿上の所有者

当該森林の土地に関する不動産登記の登記事項に基づき、森林の土地の所有者の「氏名・名称」、「住所」、「共有の有無」及び「登記年月日」の情報を記載する。

登記簿の情報において、森林の土地が数人の共有に属する場合には、林地台帳の別表

として、当該森林の土地の全ての登記簿上の所有者の「氏名・名称」、「住所」及び「登記年月日」の情報を整理する。

(2) 現所有者

法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の規定に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出、法第 191 条の 6 第 1 項の規定に基づく林地台帳の記載事項の修正の申出、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出、森林簿並びに森林の土地の所有者及び境界の明確化に関する事業等により得られた情報（以下「現所有者情報」という。）に基づき、森林の土地の所有者の「氏名・名称」、「住所」、「共有の有無」、「記載事由」及び「届出年月日・記載年月日」の情報を記載する。

現所有者情報において、森林の土地が数人の共有に属する場合には、林地台帳の別表として、全ての所有者の「氏名・名称」、「住所」、「記載事由」及び「届出年月日・記載年月日」の情報を整理する。

第 6 所有者による林地台帳又は林地台帳地図の修正の申出

3 その他

市町村は、申出書及び添付書類を検討した結果、当該申出者が法第 10 条の 7 の 2 第 1 項に規定する「森林の土地の所有者となった者」に該当し、かつ、同項の届出をすべき者であることが判明した場合には、当該申出者に対し、林地台帳の修正の申出ではなく、森林の土地の所有者となった旨の届出を提出するよう指導し、当該届出をもって林地台帳の現所有者の記載事項の修正を行うものとする。

また、当該申出者が、国土利用計画法第 23 条第 1 項の規定に基づく土地に関する権利取得者による届出をすべき者であることが判明した場合にも、同様に取り扱うものとする。

第 7 林地台帳又は林地台帳地図の更新

1 林地台帳の更新

市町村は、林地台帳の情報の正確性を確保するため、所有者からの修正申出に加え、届出を基にした台帳情報の更新及び定期的な台帳情報の更新を行うものとする。

(1) 届出を基にした台帳情報の更新

法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の規定に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出又は国土利用計画法第 23 条第 1 項の規定に基づく土地に関する権利取得者による届出があった場合には、当該届出の内容に基づき、林地台帳の現所有者の記載事項を更新する。